

行 政 法 (50点)

A市は、中心市街地の活性化と郊外のインターチェンジ付近で続く大型店の出店を規制する目的で、A市コンパクトシティのまちづくり条例（以下「本件条例」という）を制定した。

Xは、A市郊外に大型店を出店する計画を立て、準備を進めていたところ、A市は本件条例を制定し、Xの出店予定地を含む地域を規制区域に指定した。Xの出店予定地は準工業地域で、大型店の出店は都市計画可能である。また、Xは大規模小売店舗立地法に基づく出店手続を既に済ませていた。Xは本件条例が違法と考えて届出を行わず、条例に基づく勧告も無視して建築工事を行おうとした。これに対して、市長は中止命令を出すとともに、直ちに従わない場合には公表すると通告した。

問1 Xが中止命令の違法を処分取消訴訟で主張する場合、どのような内容の違法性主張が考えられるか（訴訟要件を論じる必要はない）。

問2 Xが中止命令を無視し、A市がXを告発して検察が起訴した場合、Xは中止命令の違法を刑事手続の中で主張できるか。

【参照条文】

○本件条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、A市まちづくり基本条例の趣旨に基づき、商業施設の建築等について市民の意見を反映する機会を設けるとともに、コンパクトシティの理念に適合するよう商業施設の立地を規制する手続を定めることにより、市民生活の向上と地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（規制区域の指定）

第6条 市長は、良好な商業環境の形成に関する市の施策に適合させるため市長が定める指針を踏まえ、商業施設の出店を規制すべき地域を規則で規制区域に指定することができる。

（商業施設の構想の届出）

第7条 規制区域内において商業施設の建築等を行おうとする者は、当該商業施設の建築等の設計等に着手する前に、商業施設の位置、おおむねの規模、主な用途及び建築等の時期（以下「商業施設の構想」という。）を定め、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

（指導）

第13条 市長は、良好な商業環境の形成を図るために必要があると認めるときは、

商業施設の建築等を行おうとする者に対し、その商業施設の構想を指針に適合させるよう必要な指導をすることができる。

（勧告）

第14条 市長は、前条の規定による指導又は助言を行った場合において、なお当該商業施設の構想が明らかに指針に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を行おうとするときは、あらかじめA市まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定によるもののほか、商業施設の建築等を行おうとする者が正当な理由がなくこの条例に定める手続の全部又は一部を行わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（公表）

第15条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、第1項の規定により公表をしようとするときは、当該勧告に従わない者に対し、あらかじめその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（中止命令）

第16条 市長は、商業施設の建築等を行おうとする者が第14条第1項または第3項の勧告に従わないで建築工事を行おうとしたときは、当該建築工事の中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築工事の変更、原状の回復、除却その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 第14条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定により中止命令をする場合について準用する。

（罰則）

第22条 第16条第1項の規定による中止命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

○大規模小売店舗立地法（抄）

（目的）

第1条 この法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって国民経済及び地域社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（都道府県の勧告等）

第9条 都道府県は、前条第7項の規定による届出又は通知の内容が、同条第4項の規定により都道府県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、市町村の意見を聴き、及び指針を勘案しつつ、当該届出又は通知がなされた日から2月以内に限り、理由を付して、第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2～6（略）

7 都道府県は、第1項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。